

徳島県告示第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十九項の規定により次のとおり公告する。

令和七年五月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

太田川土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	杉 野 利 男		阿南市那賀川町江野島六一三十一
同		大 西 利 明	同 一三三
同		手 塚 秀 樹	同 五〇四
同		小 川 恒 晴	同 島尻一〇〇八
同		笠 原 光 男	小松島市坂野町字岡ノ下一八